

高松市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成20年3月31日

高松市監査委員 谷本繁男  
同 吉田正己  
同 妻鹿常男  
同 池内静雄

平成19年度定期監査結果報告等について

第1 産業部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成18年度および平成19年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
産 業 部	商 工 労 政 課	平成18年度および	平成19年12月 26日から平成20 年2月15日まで
	観 光 課	平成19年4月1日	
	農 林 水 産 課	から同年12月25	
	土 地 改 良 課	日までの事務の執行	
	競 輪 局 事 業 課	および財務に関する	
中央卸売市場業務課	事務の執行		

## (2) 監査の方法

平成18年度および平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

### ア 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされており、また、同手引の第5章第3節第4項では、公開と判断されないものについて、「公開・非公開の区分」欄に部・時・非のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、土地改良課の伺決裁の起案用紙には、記号の記入はされているものの、部・時・非の事前判断結果が記入されていないもの、競輪局事業課および中央卸売市場業務課の伺決裁の起案用紙には、公・非の

事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(土地改良課・競輪局事業課・中央卸売市場業務課)

イ 補助事業等実績報告書を適正に提出させるべきもの

高松市補助金等交付規則第8条では、補助金交付申請者は、補助事業の完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書に収支決算書等を添えて、市長に提出しなければならないと規定しているが、あじストーンフェア2007の補助金交付に係る補助事業等実績報告書、収支決算書等については期限後に提出されていたので、今後、同種の補助金を交付した場合には、同規定を遵守するよう補助金交付申請者を指導するなど適正に事務処理されたい。

(商工労政課)

ウ 補助金交付に係る着手届および完了届の受理決裁を適正にすべきもの

補助金交付申請者から提出された着手届および完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが、鬼ヶ島観光協会施設整備事業補助金および第3回義経・第11回与一合同サミット開催事業補助金に係る着手届および完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、補助金交付申請者から着手届および完了届の提出があった場合は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(観光課)

エ 行政財産の使用許可に係る使用料の算定を適正にすべきもの

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の別表の1では、庁舎等を使用する場合の使用料を、使用する土地の評価額に100分の4を乗じて得た額と、さらに、備考4では、土地および建物の評価額を、当該土地および建物に固定資産税が課税されるとして地方税法(昭和25年法律第226号)の相当規定に基づき算定される固定資産税課税標準額に相当する額と規定しているにもかかわらず

ず、インフォメーションプラザの土地に係る使用料は、固定資産税評価額を基に算出しているので、今後、同様の許可をする場合は、これらの規定に基づき、適正な使用料を算定されたい。

(観光課)

オ 行政財産の使用許可に係る決裁の取扱いを適正にすべきもの

高松市事務決裁規程別表第2の農林水産課に係る個別専決事項では、高松市食肉センター条例別表第1号から第3号までおよび第6号の施設（と室、冷蔵庫、内臓処理室冷凍冷蔵庫、会議室）の使用許可に限り課長専決できる旨を規定しており、これら以外の事務所、駐車場等の使用許可については市長決裁を受けなければならないが、平成18年度食肉センター施設使用許可伺決裁は、課長決裁で事務処理しているため、今後、同様の決裁を受けようとする場合には、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(農林水産課)

カ 助成金交付要綱に基づく要件審査の結果を表示すべきもの

高松市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第4条第3号では、農業経営基盤強化資金を借り入れた者に対し、市から利子助成金を交付する要件として、市税を完納していることを規定しているが、平成19年度の同助成金交付決定伺決裁では、市税の完納状況の確認について記載がないものが見受けられたため、今後、市税の完納を確認した場合には、その事実を証する書類を決裁に添付するなど、要件審査の結果を明確にされたい。

(農林水産課)

キ 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、平成19年度南部農道外1地区除草業務委託の見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正

な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(土地改良課)

ク 普通財産貸付申請に伴う連帯保証人の取扱いを適正にすべきもの

高松競輪場施設に係る普通財産貸付承認伺決裁に添付されている普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定により準用される第26条第2項ただし書の規定により連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁には、連帯保証人を立てさせる必要がないと認めた理由を明記していないので、今後、同様の決裁を受ける場合には、連帯保証人を立てさせる必要がない理由を記載されたい。

(競輪局事業課)

ケ 普通財産貸付台帳を調整すべきもの

普通財産を貸し付けた場合には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定に基づき、普通財産貸付台帳を調整しなければならないが、普通財産である高松競輪場敷地内の一部を電力柱や電話柱等の敷地として、貸付けているにもかかわらず、行政財産使用許可台帳を調整しているので、今後、同様の貸付けをする場合には、同規定に基づき普通財産貸付台帳を調整されたい。

(競輪局事業課)

コ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて(通知)」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、ワクワク情報局放送原稿委託業務の支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(競輪局事業課)

## 2 監査の結果に付する監査委員の意見

### (1) 計量検査補助業務委託の履行確認について

計量検査補助業務委託の履行確認については、本市計量担当職員が検査日の検査実施の開始から終了まで同行し、業務の従事確認をした上で、日報により検収員に報告しているものの、受託者からは業務を実施した事実が具体的に確認できるものを提出させていないので、今後、同様の業務委託契約を締結する場合には、業務実施報告書を提出するよう受託者を指導するなど、履行確認の透明性・妥当性の確保に努められたい。

(商工労政課)

### (2) 補助金交付に伴う実績確認について

補助対象事業が完了したときは、高松市補助金等交付規則第8条の規定に基づき、補助金交付申請者に対し補助事業等実績報告書を提出させ、これに基づき補助金交付対象事業の実績確認をするべきであるが、平成18年度高松市認定農業者連絡協議会事業補助金に係る補助事業等実績報告書では、事業費の大半を同協議会支部の地域活動費として支出しているにもかかわらず、その活動報告書など事業内容の実績を示した書類の添付がなく、補助金交付に伴う実績（効果）を客観的かつ明確に把握できない事務処理となっていることから、今後においては、同規定に基づき、補助金交付申請者に対し事業内容の具体的な実績を示した書類その他の実績報告書を提出させるよう指導するとともに、これらに基づき補助金交付対象事業の実績確認を行われたい。

(農林水産課)

## 第2 今回の監査を踏まえての総括的意見等

### 補助事業の検証について

補助金交付事務については、行政運営の透明性確保の観点から適正に事務処理しなければならないが、今回の産業部の定期監査および今年度を実施した定期監査において、補助対象経費の負担割合が明確にされないまま当初の事業計画の事業内容が変更されているもの、補助金交付申請者から

提出された実績報告書には、事業全体の実績が把握できる決算資料が添付されていないもの、補助金の交付決定に客観性や妥当性を欠いているものなど、補助対象事業の検証や補助金額の交付決定に当たり疑義が生じるものが見受けられた。

補助金交付に当たっては、現下の財政状況を踏まえ、その有効性・公正性の確保が強く求められていることから、補助金交付事務を取り扱う課にあっては、補助金の交付対象事業としての適否や補助金交付額の決定に係る基準の明確化、補助金交付申請者から提出される実績報告書等の十分な検査・検証を行うなど、補助金交付事務のより一層の適正化を図る一方、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき補助事業の縮小、終期の設定、廃止を含め検討するなど補助事業の見直しにも努められたい。

### 第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

#### 1 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

##### (1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、社会教育課の伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものおよび同手引の第5章第3節第2項第1号に該当する一部非公開であるものについて公と記載されたものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

##### (2) 措置された内容（措置通知日 平成20年2月27日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものについては、文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号に基づき、公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記入した。

また、同手引の第5章第3節第2項第1号に該当する一部非公開であるものについて公と記載されたものについては、高松市情報公開条例第7条第1号に基づき、一部非公開に改めた。

（教育委員会教育部社会教育課）